

岐阜県公報

第 三 百 八 十 号
令 和 五 年 三 月 十 四 日
(火 曜 日)

目 次

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (地 域 課) 一 一 九

告 示

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準に関する告示の一部改正 (環 境 管 理 課) 一 二 〇

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの使用料及び手数料の徴収事務に関する告示 (希 望 が 丘 こ ど も 医 療 福 祉 セ ン タ ー) 一 二 〇

道路の区域変更 (道 路 維 持 課) 一 二 〇

道路の供用開始 (同) 一 二 〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 一 二 一

各務原都市計画事業の認可 (都 市 政 策 課) 一 二 一

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則 (昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号) の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜北の部黒野同の項中「下西郷一〜五丁目」の下に「小野」を加え、同表各務原の部鷺沼西同の項中「各務山の前町一〜四丁目」の下に「各務山一丁目」を加え、同表海津の部署所在地同の項中「海津町日下丸」を削り、同表養老の部署所在地同の項中「押越」の下に「高林」を加え、同表揖斐の部池田同の項中「同 郡池田町八幡」を「同 郡池田町六之井」に改め、同表可児の部今渡同の項中「」の下に「下恵土一・二丁目」を加え、同表多治見の部多治見北部同の項中「松阪町一〜五丁目」を「松坂町一〜五丁目」に改め、同部土岐津同の項中「泉町大富 (北山を除く) 」を「泉町大富、泉町定林寺、泉町河合、泉北山町一〜十丁目」に、「肥田町浅野 (高根を除く) 」を「肥田町浅野、肥田町肥田 (旭ヶ丘団地、どんぶり会館、セラテクノ土岐を除く) 」に改める。

別表三の表岐阜羽島の部柳津同の項中「柳津町字桃木原」を「柳津町桃木原」に改め、同表多治見の部共栄同の項中「高田町信濃柿」の下に「高田町東山」を加え、「東山

町一丁目を「東山一丁目」に改め、同部肥田町の項及び定林寺町の項を削る。
 附則
 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百二十八号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（昭和四十四年岐阜県告示第四百八十六号）の一部を次のように改正し、令和五年三月十四日から適用する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

別表関ヶ原町の部中「関ヶ原町」を「関ヶ原町」に改め、同部第四種区域の項中「及び字野田」を「字野田、大字玉字官出、字長尾、字吉原、字横井、字筒ヶ谷及び字川御前」に改め、同表輪之内町の部第三種区域の項中「字中ノ切」の下に「字西沼、字五反田」を、「字八町」の下に「字小瀬野、字連曹」を加え、「大吉新田字和ノ割、字知ノ割」及び「字一色、字村前」を削り、「字郷蔵下」を「字井池」に改め、同部第四種区域の項中「及び字一色」を「字一色及び字郷蔵下」に改め、同表備考第一号中「関ヶ原町の部」を「関ヶ原町の部」に改める。

岐阜県告示第百二十九号

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター使用料徴収条例（昭和三十九年岐阜県条例第十二号）別表に規定する使用料及び岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）別表第一四十八の表に規定する手数料の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 株式会社ソラスト岐阜支社 岐阜市金町六丁目六番	委託事務の内容 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの使用料及び手数料の収納事務	委託期間 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで
--	--	--------------------------------

岐阜県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	福白岡川線	中津川市福岡字浦二九〇三番一〇地先から同市同字上柏原二八〇一番二五地先まで	前	三〇・二	一八三・一	
			後	六四（三三・六）	一八三・一	

岐阜県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	白下川呂線	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示年月日)
	下呂市門和佐字大野二二三五番三地从先から		一七〇・九	令和五・三・一四	平成六・一・二五
	同市同字同番一地从先まで				

岐阜県告示第百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

祖父谷	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)
字祖父谷	不破郡関ヶ原町今須
字上野山	字祖父谷 二〇二六番一
字祖父谷	字祖父谷 三九〇二番
字祖父谷	字祖父谷 三九〇一番
字祖父谷	字祖父谷 三九〇〇番
字祖父谷	字祖父谷 三八九九番一
字祖父谷	字祖父谷 三八九七番四
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番一
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番二
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番三
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番四
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番五
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番六
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番七
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番八
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番九
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番十
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番十一
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番十二
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番十三
字祖父谷	字祖父谷 三九八七番十四

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画火葬場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画火葬場事業 一号 瞑想の森 市営斎場
- 三 事業施行期間
令和五年三月十四日から
令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分 岐阜県各務原市那加扇平及び那加北洞町二丁目地内
使用の部分 なし

令和五年三月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社